

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
日曜日に  
おきかへ  
て翌日  
の翌日)

## 目次

◇告 示  
農業振興地域の指定  
農業振興地域の区域の変更

## 告 示

### 鳥取県告示第二百八十五号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六条  
第一項の規定に基づき、鳥取市に係る農業振興地域を次のとおり指定する。  
その関係図面は、鳥取県農林部農政企画課及び関係地方農林振興局に備  
え置いて縦覧に供する。

昭和四十六年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称

区

域

鳥取地域

鳥取市の区域のうち、次の区域を除いた区域  
一 旧都市計画法(大正八年法律第三十六号)第三条の規定によ  
り指定された用途地域  
二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規  
定により決定された市街化区域  
三 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条の二の  
規定により指定された港湾隣接地域  
四 山陰海岸国立公園の特別保護地区及び特別地域  
五 第一号図から第十七号図までの赤色で着色した区域(森林法  
(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条の規定による鳥取  
森林計画区に係る地域森林計画(昭和四十一年十二月鳥取県告  
示第七百三十三号)の鳥取市の林班番号四、五、十から十七ま  
で、四十六、四十八、四十九、五十三から五十五まで、五十八  
から六十一まで、六十五から六十八まで、百二から百四まで、  
百七から百十三まで、百二十三から百二十六まで、百三十から  
百三十四まで、百三十七から百三十九まで、百四十二から百五  
十二まで、百五十六から百五十八まで、百七十三、百七十五、  
百七十六、百七十九、百八十、百九十、百九十一、二百三及  
び二百四の全部の区域並びに昭和四十六年三月三十一日現在の  
国有林の林班番号一から六まで、百十三及び百十四の全部の区  
域)  
(「第一号図から第十七号図まで」は、省略する。)

鳥取県告示第二百八十六号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七  
条第一項の規定に基づき、大山町に係る農業振興地域の区域を次のとおり  
変更する。

その関係図面は、鳥取県農林部農政企画課及び関係地方農林振興局に備  
え置いて縦覧に供する。

昭和四十六年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	区域
大山地域	<p>大山町の区域のうち、次の区域（第一号図から第八号図までの 赤色で着色した区域）を除いた区域</p> <p>大山隠岐国立公園に係る特別保護地区、特別地域の一部及び集 団施設地区、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条 第一項の規定による米子森林計画区に係る地域森林計画（昭和四 十二年十二月鳥取県告示第八百二十一号）の大山町の林班番号十 七、二十八、二十九、三十一、三十二及び三十七から三十九まで の全部の区域並びに同林班番号十六、十九、二十一、二十五、二 十七、四十、四十二及び四十四の一部の区域並びに昭和四十六年 三月三十一日現在の国有林の一部の区域 （「第一号図から第八号図まで」は、省略する。）</p>

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】